

7年諮問第4号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員今井順子は、令和8年3月31日をもって辞任するので、
その後任として次の者を推薦したい。

よって、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の
規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月19日提出

瀬戸市長 川本雅之

可児麻美